

# 川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験 募集要項

## 1 目的

川崎市では、平成28年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出に取り組んでいます。

このうち、丸子橋河川敷周辺には多くの人がバーベキューに訪れ、ゴミの不法投棄や騒音等が生じていたため、令和2年度から社会実験としてバーベキュー利用の禁止を行うとともに多様な市民ニーズに対応した新たな利活用に向けた事業者によるイベント等の実施により、一定の課題改善とにぎわいの創出等が図れてきました。一方で、イベント等活用期間中以外には、いまだバーベキュー利用者によるゴミの不法投棄等が生じていることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の開催期間が短期で寒い時期に実施したことから事業性の確認ができなかったことや地域イベントとの連携等の検討を進めることができなかった等の課題に取り組む必要があります。

これらの状況を踏まえ、本社会実験は、令和5年度以降の民間事業者等の活力導入に向け、ゴミの不法投棄等の課題解決を図るとともに、効率的・効果的な管理運営、地域活性化やにぎわい創出などの可能性を検証するために実施するものです。

## 2 社会実験の概要

### (1) 名称

令和4年度川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験

### (2) 募集する事業内容

「令和4年度川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験仕様書」のとおり

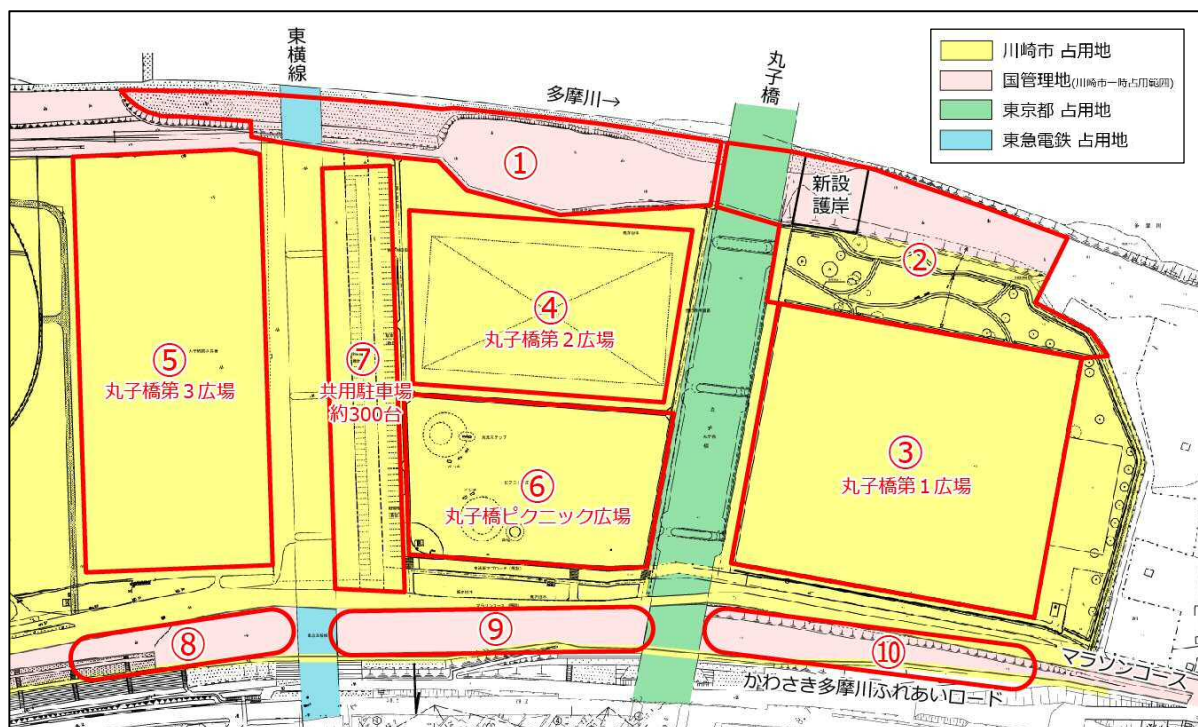
### (3) 実施期間

河川法に基づく許可を受けた日から令和4年10月31日まで（運用開始は7月末を予定）

なお、実施状況を踏まえて事業者と調整の上、令和4年11月以降の期間、運用を延長する場合があります。

#### (4) 対象区域

川崎市中原区上丸子八幡町地先（下図赤枠内） 東急線新丸子駅より徒歩10分程度



- |            |                         |             |                         |
|------------|-------------------------|-------------|-------------------------|
| ①川寄り上流側    | 約 7,000 m <sup>2</sup>  | ②川寄り下流側     | 約 8,000 m <sup>2</sup>  |
| ③丸子橋第1広場   | 約 18,000 m <sup>2</sup> | ④丸子橋第2広場    | 約 10,000 m <sup>2</sup> |
| ⑤丸子橋第3広場   | 約 16,000 m <sup>2</sup> | ⑥丸子橋ピクニック広場 | 約 8,500 m <sup>2</sup>  |
| ⑦共用駐車場     | 約 6,500 m <sup>2</sup>  | ⑧市街地寄り (上)  | 約 2,000 m <sup>2</sup>  |
| ⑨市街地寄り (中) | 約 3,000 m <sup>2</sup>  | ⑩市街地寄り (下)  | 約 3,000 m <sup>2</sup>  |

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

- 川崎市が設置する選定委員会において、企画提案書、関係書類及びプレゼンテーションの内容を精査・評価し、基準点を上回った業者が複数の提案者がいた場合は、合計点が高い業者から提案内容等の調整が可能な業者（5社程度）で決定する。ただし、すべての提案者の合計点が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選考を行う場合がある。
- 提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。
- 決定した事業者間、及び市で調整等を行い、市が認めた場合、企画提案の内容の変更を行うことができる。
- 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともにみどりの事業調整課ホームページで公表する。

## (2) 企画提案を選定するための評価項目

- ・基本事項、継続性、運営全般、運営設備、データ提供、地域連携その他の各項目について評価する。
- ・社会実験により得られるデータ等を使って導入効果等の検証を行うことから、データ等の提供について適切な体制等が整えられているかについても評価する。

## 4 協定の締結

選定された事業者は、川崎市と協議、事業者間の調整（全体調整会議等）を行う。事業者間の調整は、原則として合計点が高い事業者を優先し、事業区域・期間等を決定するが、事業内容等を鑑み、目的達成に向け、より効果的な社会実験となるよう市が協議の上、判断する場合がある。これらの調整を終えた後、速やかに川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結すること。（別紙「協定案」参照）なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- ① 参加資格を喪失したとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断される時。
- ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断される時。
- ⑥ その他、市長により、協定の締結が適当でないとして判断される時。

## 5 参加資格

日本国内において、提案内容と類似する事業を実施した実績を有する法人事業者であること。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
- ②当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
- ⑤直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税を滞納している場合
- ⑥川崎市契約規則第2条の規定に基づく、資格停止期間中である場合
- ⑦川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中である場合
- ⑧川崎市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の関係法令に違反している場合
- ⑨川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと。

## 6 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、川崎市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に川崎市の承諾を受けることとする。
- (8) 採用された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。  
また、応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としない。

## 7 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。

## 8 担当部署

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課（公民連携）

住所：〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-0511

FAX：044-200-3973

E-mail：53mityo@city.kawasaki.jp

## 9 スケジュール

募集要項の公表・配布	令和4年5月31日（火）から
参加意向申出書の受付	令和4年6月14日（火）まで
質問書の受付	令和4年6月14日（火）まで
質問書の回答	令和4年6月21日（火）まで

企画提案書の受付	令和4年6月24日（金）まで
プレゼンテーション	令和4年6月30日（木）（予定）
審査結果通知	令和4年7月4日（月）（予定）
全体調整会議	令和4年7月12日（火）（予定）
協定締結	令和4年7月19日（火）（予定）
運用開始	河川管理者より河川法に基づく許可を受けた日以降

## 10 参加手続き

### (1) 募集要項の配布

日 時 令和4年5月31日（火）から  
場 所 みどりの事業調整課ホームページ

### (2) 参加意向申出書の受付

受付日時 令和4年6月1日（水）から令和4年6月14日（火）まで  
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）  
受付場所 みどりの事業調整課  
提出方法 「プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）」に所定の事項を記入の上、多摩川施策推進課に持参、郵送又は電子メールにて提出（押印不要）

### (3) 質問書の受付、回答まで

受付日時 令和4年6月1日（水）から令和4年6月14日（火）まで  
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）  
受付方法 「川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する質問書（第2号様式）」に記入の上、みどりの事業調整課に持参、郵送又は電子メールにて提出  
回答方法 令和4年6月21日（火）までにみどりの事業調整課ホームページ上に回答を掲載

### (4) 企画提案書の受付

受付日時 令和4年6月15日（水）から令和4年6月24日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）  
受付方法 みどりの事業調整課に持参又は郵送（必着）  
提出資料 以下の①～⑨の紙媒体資料（正本1部、副本7部、部数毎にA4ファイルに綴る）及びCDデータ  
①「川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する企画提案書（第3号様式）」  
※要押印（社印であれば実印でなくても可）  
②川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験への応募主体概要書（第4号様式）  
③川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験事業計画書

(第5号様式)

- ④川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験施設・設備配置計画書(第6号様式)
- ⑤事業者の概要、担当部署の組織配置(様式自由)
- ⑥提案内容と類似する事業を実施した実績が分かる資料(様式自由)
- ⑦法人の登記事項証明書
- ⑧納税証明書(その1、その2、その3) 直近3事業年度分
- ⑨その他付属資料、添付資料、プレゼンテーション資料等一式(様式自由)

#### ※企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

#### (5) プレゼンテーション

日時 令和4年6月30日(木) 時間未定(予定)

場所 未定

##### ※注意事項

- ・紙媒体で提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、10分以内とする(質疑応答を除く)。

#### (6) 審査結果通知

通知日時 令和4年7月4日(月)(予定)

通知方法 各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、みどりの事業調整課ホームページにて結果を発表する。

##### ※注意事項

- ・各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開する。

#### (7) 協定の締結

事業者の選定後、選定された事業者と協議のうえ、川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結する。なお、当該事業予定者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。